

01

入院に関する給付金のお支払い

責任開始期以後に生じた病気やケガの治療を直接の目的として、所定の入院日数を満たす入院をしたときにお支払いします。

医療大臣プレミアエイト 

【平成28年(2016年)4月2日から令和4年(2022年)4月1日までにご加入の医療保険】

※医療大臣プレミア[医療保険(09)・終身医療保険(09)]から医療大臣プレミアエイト[医療保険(16)・終身医療保険(16)]に更新した被保険者を含む

災害入院 給付金

1日以上の入院をしたとき給付金をお支払い
(日帰り入院を含む)

1回の入院につき : 入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度 : 120日
通算支払限度 : 1,095日

※所定の生活習慣病の治療を目的とした入院は無制限

疾病入院 給付金

入院見舞 給付金

災害入院給付金または疾病入院給付金を支払われるとき給付金をお支払い

1回の入院につき : 入院給付金日額×10

※入院見舞給付特則を付加した場合

医療大臣プレミア 

【平成21年(2009年)4月2日から平成28年(2016年)4月1日までにご加入の医療保険】

災害入院 給付金

1日以上の入院をしたとき給付金をお支払い
(日帰り入院を含む)

1回の入院につき : 入院給付金日額×入院日数
1回の入院の支払限度 : 120日
通算支払限度 : 1,095日

疾病入院 給付金

入院見舞 給付金

災害入院給付金または疾病入院給付金を支払われるとき給付金をお支払い

1回の入院につき : 入院給付金が1日支払われる場合に入院給付金日額×4
入院給付金が2日以上支払われる場合に
入院給付金日額×8

 「1回の入院」については6ページをご参照ください。

Q 1日入院や日帰り入院とは何ですか？

A 入院基本料などの支払いが必要となる入院日と退院日が同一である入院のことを言います。医療機関での取扱いが、「入院」となっているか「外来」となっているか、領収書などをご確認ください。

Q 1泊2日の人間ドックを受けました。入院に関する給付金は支払われますか？

A 健康診断や人間ドックは治療を目的とする入院ではありませんので、入院に関する給付金はお支払いできません。

Q 脳出血で150日の入院をしました。いくら支払われますか？

A 疾病入院給付金150日分、入院見舞給付金をお支払いします。

【例】医療大臣プレミアエイト
入院給付金日額：1万円
入院見舞給付特別付加あり



疾病入院給付金：150万円

※入院給付金日額×150日

※1回の入院の支払限度は120日ですが、所定の生活習慣病の治療を目的とした入院のため、無制限でお支払いします

入院見舞給付金：10万円

※入院給付金日額×10



【ご注意】

- 診療明細書の入院料に算定される短期滞在手術等基本料1は、約款所定の「入院」に該当しないため、入院に関する給付金はお支払いできません。
- 睡眠時無呼吸症候群の検査入院で睡眠時無呼吸症候群と診断されなかった場合などについては、治療を直接の目的とする入院には該当しないため、入院に関する給付金はお支払いできません。

同一の病気(不慮の事故)または医学上重要な関係がある病気を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合は、「1回の入院」とみなし入院日数を通算します。(病名が異なる場合でも医学上重要な関係があると判断した場合には、「1回の入院」とみなす場合があります。)

疾病入院 給付金 の場合

疾病入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院は、新たな入院として取り扱います。

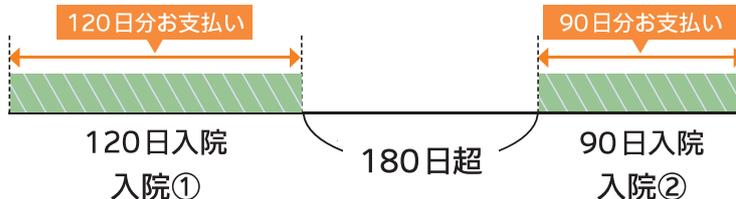
災害入院 給付金 の場合

事故の日からその日を含めて180日経過後に開始した入院は、新たな入院として取り扱います。



お支払いできる場合

病気により120日間入院し、その退院日の翌日から数えて180日経過後に、同じ病気で90日間入院されたとき

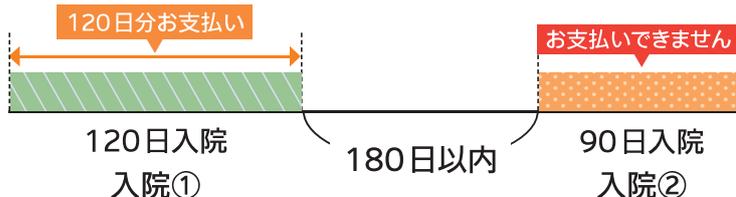


入院①は、疾病入院給付金を120日分、入院②も別の入院として疾病入院給付金を90日分すべてお支払いします。



お支払いできない場合

病気により120日間入院し、その退院日の翌日から数えて180日以内に、同じ病気で90日間入院されたとき



入院①は疾病入院給付金を120日分お支払いしますが、入院②は入院①とあわせて「1回の入院」とみなすため、すでに「1回の入院」における支払日数限度(120日分)までお支払いしていることとなり、疾病入院給付金はお支払いできません。

※1回の入院における支払限度が120日のタイプにご加入の場合
※所定の生活習慣病以外の入院の場合